

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した平成 26 年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 9 条第 4 項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

1 農地集積のあり方と関係機関との連携について

- ア 農地中間管理事業がはじまってから、農業委員が農地の集積活動にあまり関与しなくなった地域もあると聞いている。「人・農地プラン」を基軸とした農地集積を推進するため、市町村段階においてどの機関が中核となって推進していくべきか検討する必要がある。
- イ マッチングのやり方が市町村でそれぞれ異なっている。農業委員会の関わり方も異なるため、市町村同士が情報交換し、どのような手法がその市町村に合っているか検討する機会が必要である。
- ウ 農業委員を通さずに決められているケースがあり、農地が分散し、制度の本来の目的とは逆の方向に進んでいる例が見受けられる。農地が「人・農地プラン」の担い手等に集積されるよう、県からも各市町村を指導する必要がある。

2 農業農村整備事業との連携について

今年度から農業農村整備事業の目玉事業として農地耕作条件整備事業がスタートし、土地改良区でも一翼を担うことができるものと考えている。当該事業は農地条件整備として大きな役割を担うものであり、農地中間管理事業との連携のあり方も含め、農家に対し積極的に周知する必要がある。

3 農地中間管理事業の目指す姿について

農地中間管理事業は農地の集積と集約化を図ることにより、第二種兼業農家等が農村を離れ、担い手農家だけの地域となることを目指しているのか。地域の商工業者等にとって農家は大切な顧客である。農村自体はもとより地域経済全体のため、もっと小規模農家に目を向けた施策も必要なのではないか。

4 人員体制の整備について

平成 27 年度から地域において農地集積の調整役を担う農地集積地域専門員を 7 名配置するなど、人員体制の強化が図られている点を評価する。

5 賃借料の円滑な設定について

賃借料の設定に当たり、農地中間管理事業を円滑に進めるため、賃借料改定の際の指針となるガイドライン（参考賃借料）が必要なことは理解できるが、このガイドラインの作成を単純に市町村に丸投げすることのないように検討してもらいたい。

6 賃借料の債権管理について

賃借料の債権管理は重要な問題。通常であれば保険とか基金などにより対応するものであるが、機構としても具体的な対応策を早急に検討すべきである。

7 GIS（地理情報システム）データの活用について

GISデータを活用し、マッチングした結果を視覚的に見せることで、単に地縁・血縁といった人間関係では農地の集約化にはつながらないことを農家に示せるものと考えてるので、「全国農地ナビ」等の活用を図る必要がある。

平成 27 年 6 月 30 日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長 小 沢 互

委 員 齋 藤 一 志

委 員 佐 貝 全 健

委 員 原 田 眞 樹

委 員 松 田 一 彦